

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】 (直接法による記載例)	【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】	勘定科目【B】			
科目区分	科目区分			
大区分	大区分	中区分	小区分	
委託費支出	事務費支出	診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 ○○費支出 雑支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 ○○費支出 雑支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 車輛費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出		
利息の支払額	○○支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額	利用者等外給食費支出 雑支出 有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 ○○評価損	
業務活動によるキャッシュ・フロー	事業活動支出計(2)			
<投資活動によるキャッシュ・フロー> 施設設備補助金の受入れによる収入 有形固定資産の売却による収入 有価証券の売却による収入	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) <施設整備等による収支> 【収入】 施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輦運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 その他の施設整備等による収入 ○○収入 施設整備等収入計(4)			

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】 (直接法による記載例)	【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
	勘定科目【B】			
	科目区分			
勘定科目【A】	大区分	中区分	小区分	
<投資活動によるキャッシュ・フロー>	<施設整備等による収支>			
有形固定資産の取得による支出	設備資金借入金元金償還支出			
有価証券の取得による支出	固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 〇〇取得支出		
	固定資産除却・廃棄支出			
	ファイナンス・リース債務の返済支出			
	その他の施設整備等による支出	〇〇支出		
投資活動によるキャッシュ・フロー	施設整備等支出計(5)			
	施設整備当資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動によるキャッシュ・フロー>	<その他の活動による収支>			
長期借入れによる収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			
貸付金の回収による収入	長期運営資金借入金収 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入		
	事業区分間長期借入金収入			
	拠点区分間長期借入金収入			
	事業区分間長期貸付金回収収入			
	拠点区分間長期貸付金回収収入			
	事業区分間繰入金収入			
	拠点区分間繰入金収入			
	サービス区分間繰入金収入			
	その他の活動による収	〇〇収入		
財務活動によるキャッシュ・フロー	その他の活動収入計(7)			
長期借入金の返済による支出	長期運営資金借入金元金償還支出			
貸付けによる支出	長期貸付金支出			
	投資有価証券取得支出			
	積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 〇〇積立資産支出		
	事業区分間長期貸付金支出			
	拠点区分間長期貸付金支出			
	事業区分間長期借入金返済支出			
	拠点区分間長期借入金返済支出			
	事業区分間繰入金支出			
	拠点区分間繰入金支出			
	サービス区分間繰入金支出			
	その他の活動による支	〇〇支出		
財務活動によるキャッシュ・フロー	その他の活動支出計(8)			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
	予備費支出(10)			
現金等の増加額(又は減少額)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
現金等の期首残高	前期末支払資金残高(12)			
現金等の期末残高	当期末支払資金残高(11)+(12)			

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目 [A]		勘定科目 [B]			
科目区分	科目区分	科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【医薬収益】		＜サービス活動増減の部＞ 【収益】			
		介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益（公費） 利用者負担金収益（一般）	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			居宅介護料収益 （介護報酬収益） （利用者負担金収益）	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益（公費） 介護負担金収益（一般） 介護予防負担金収益（公費） 介護予防負担金収益（一般）	
			居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
			利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） その他の利用料収益	
			その他の事業収益	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			（保険等査定減）		
入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益		医療事業収益	入院診療収益 室料差額収益 外来診療収益 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
その他の医薬収益			その他の医療事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の医療事業収益	
保険等査定減			〇〇事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			〇〇収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
			経常経費寄附金収益 その他の収益	〇〇収益	
				サービス活動収益計(1)	
【医薬費用】		＜サービス活動増減の部＞ 【費用】			
給与費	給料	人件費	役員報酬 職員給料 非常勤職員給与 派遣職員費 職員賞与 賞与引当金繰入 退職給付費用 法定福利費		他の会計の基準の内容を踏まえて変更
材料費	賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 法定福利費 給食用材料費 医薬品費 診療材料費 医療消耗器具備品費	事業費	給食費 医薬品費 診療・療養等材料費 介護用品費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 車輦費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車両費 〇〇費 雑費		会計一元化により新設 会計基準では「診療・療養等材料費」に計上
委託費	検査委託費 給食委託費 寝具委託費 医事委託費 清掃委託費 保守委託費 その他委託費	事務費	業務委託費		
設備関係費	器械賃借料 地代家賃 修繕費 器械保守料 固定資産税等		賃借料 土地建物賃借料 修繕費 保守料		

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目 [A]		勘定科目 [B]			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
研究研修費	器械設備保険料 車両関係費		保険料		
経費	研究費 研修費		研修研究費		会計基準では「研修研究費」に計上
	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費		福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費		消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では事務費の「事務消耗品費」、事業費の「消耗器具備品費」に計上
	水道光熱費 通信費 会議費 広告宣伝費		印刷製本費 水道光熱費 燃料費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 租税公課		会計基準では「通信運搬費」へ変更 会計基準では「広報費」へ変更
	租税公課 交際費 諸会費 雑費		渉外費 諸会費 〇〇費 雑費		会計基準では「渉外費」へ変更
控除対象外消費税等負担額 本部費配賦額		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用			新病院会計準則の「診療費減免額」に会計基準の「利用者負担軽減額」が該当 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 新病院会計準則の「医薬貸倒損失」が会計基準の「徴収不能額」に該当 新病院会計準則の「貸倒引当金繰入額」が会計基準の「徴収不能引当金繰入」に該当 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
設備関係費	減価償却費				
経費	医薬貸倒損失				
経費	貸倒引当金繰入額				
医療利益 (又は医療損失)		サービス活動費用計 (2) サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)			
【医薬外収益】		<サービス活動外増減の部> 【収益】			
受取利息及び配当金		借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益			会計基準では「受取利息配当金収益」へ変更 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
有価証券売却益		有価証券評価益 有価証券売却益			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
運営費補助金収益		投資有価証券評価益 投資有価証券売却益			会計基準では医療事業収益の「補助金事業収益」に計上 会計基準では特別収益の「施設整備等補助金収益」に計上
施設設備補助金収益		その他のサービス活動外収益			
患者外給食収益		受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益		為替差益	
その他の医薬外収益					
		サービス活動外収益計 (4)			
【医薬外費用】		<サービス活動外増減の部> 【費用】			
支払利息		支払利息			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加
有価証券売却損		有価証券評価損 有価証券売却損			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い科目を追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
患者外給食費用 その他の医薬外費用		投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
診療費減免額		利用者外給食費 雑損失		為替差損	会計基準のサービス活動費用の「利用者負担軽減額」に計上 雑損失に計上
医薬外貸倒損失					社会福祉法人の場合は発生しないことが前提のため繰入せず
貸倒引当金医薬外繰入額					
経常利益 (又は経常損失)		サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5) 経常増減額 (7)=(3)+(6)			

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
【臨時収益】		＜特別増減の部＞ 【収益】			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産売却益		施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益	施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 〇〇受贈額 車両運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益		
その他の臨時収益		徴収不能引当金戻入益 特別収益計(8)			
【臨時費用】		＜特別増減の部＞ 【費用】			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産売却損		基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失	建物売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損		
固定資産除却損					
災害損失					
資産に係る控除対象外消費税等負担額 その他の臨時費用					
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)		特別費用計(9)			
法人税、住民税及び事業税負担額		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
当期純利益(又は当期純損失)		税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
		法人税、住民税及び事業税(12)			
		法人税等調整額(13)			
		当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
		＜繰越活動増減差額の部＞			
		前期繰越活動増減差額(15)			
		当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
		基本金取崩額(17)			
		その他の積立金取崩額(18)	〇〇積立金取崩額		
		その他の積立金積立額(19)	〇〇積立金積立額		
		次期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【新病院会計準則】			【会計基準】			備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
＜資産の部＞			＜資産の部＞			
流動資産	現金及び預金 医薬未収金 未収金 有価証券 医薬品 診療材料 給食用材料 貯蔵品 前渡金 前払費用 未収収益 短期貸付金 役員従業員短期貸付金 他会計短期貸付金 その他流動資産 貸倒引当金	流動資産	現金預金 事業未収金 未収金 未収補助金 有価証券 受取手形 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 貯蔵品 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 未収収益 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金			会計基準では「事業未収金」 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では「診療・療養等材料費」 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では「前払金」へ変更 会計基準では1年基準の導入により科目を新設 短期貸付金へ計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産 (有形固定資産)	土地 建物 減価償却累計額	固定資産 (基本財産)	土地 建物 定期預金 投資有価証券			※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 減価償却累計額は直接法又は間接法で記載
(無形固定資産)	借地権 ソフトウェア	(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産			他の会計の基準の内容を踏まえて変更 会計基準では「その他の固定資産」へ計上 会計基準の「権利」に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
(その他の資産)	有価証券 長期貸付金 役員従業員長期貸付金 他会計長期貸付金 長期前払費用 その他の固定資産 貸倒引当金		権利 ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産			会計基準の「長期貸付金」に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資産合計		資産の部合計				

新病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【新病院会計準則】		【会計基準】			備考 (B欄の科目に対するA欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	科目区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<負債の部>		<負債の部>			
流動負債	短期借入金 未払金 買掛金 支払手形 役員従業員短期借入金 未払費用 預り金 従業員預り金 前受金 前受収益 他会計短期借入金 賞与引当金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 未払法人税等 その他の流動負債		会計基準では「事業未払金」で処理
固定負債	長期借入金 役員従業員長期借入金 他会計長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期前受補助金 その他の固定負債	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債		純資産の部の「国庫補助金等特別積立金」へ計上
負債合計		負債の部合計			
<純資産の部>		<純資産の部>			
純資産額		基本金			純資産額を会計基準では「基本金」、「国庫補助金等特別積立金」、「その他の積立金」、「次期繰越活動増減差額」と、細分化して計上
(うち、当期純利益又は当期純損失)		国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金		
純資産合計		純資産の部合計			
負債及び純資産合計		負債及び純資産の部合計			